



大労発基 0428 第 2 号
令和 2 年 4 月 28 日

建設業労働災害防止協会 大阪府支部長 殿

大阪労働局長



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。)等が制定されてから 40 年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)、有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)、鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 37 号)、四アルキル鉛中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 38 号)及び特化則について、別添 1 のとおり所要の改正を行うこととしたものです。

これらについては、令和 2 年 7 月 1 日から施行することとされており、別添のとおり厚生労働省労働基準局長より通知されています。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。